

令和 5 年

第 7 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 5 年 10 月 13 日  
至 令和 5 年 10 月 13 日

飯 舘 村 議 会

令和5年第7回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	10. 13	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>5. 副議長の選挙</p> <p>6. 議長の辞職の件</p> <p>7. 議長の選挙</p> <p>8. 議席の指定</p> <p>9. 議会運営委員の選任</p> <p>10. 相馬地方広域市町村圏組合 議会議員の選挙</p> <p>閉 会</p>



令和5年10月13日

令和5年第7回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和5年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和5年10月13日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和5年10月13日 午前11時00分				
	閉会	令和5年10月13日 午後 2時52分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 眞 弘	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	佐藤 健 太	○	6	菅 野 新 一	○
	7	渡 邊 計	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	高 橋 孝 雄	○	10	佐 藤 一 郎	○
署名議員	2番 横 山 秀 人		3番 花 井 茂			
職務出席者	事務局長 細 川 亨		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 高 野 琢 子	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	志 賀 春 美	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	遠 藤 哲	△	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○
	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○	農 業 委 員 会 長	三 瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅 野 啓 一	△	選 挙 管 理 委 員 会 長	村 山 宏 行	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	伊 東 利	○	代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○	
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和5年10月13日（金）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第65号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第66号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第67号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）請負契約の変更について
  
- 日程第 7 副議長の選挙
- 日程第 8 議長の辞職の件
- 日程第 9 議長の選挙
- 日程第10 議席の指定
- 日程第11 議会運営委員の選任
- 日程第12 相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第13 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和5年第7回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、その他案件1件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。9月15日に広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和5年8月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 横山秀人君、3番 花井 茂君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第65号から議案第67号について、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに第7回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、深谷地区産業団地整備に伴う基礎調査等に係る一般会計補正予算と、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）の請負契約の変更についてご承認いただきたく招集したものです。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第65号は、令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）です。既定予算に1,163万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を159億760万6,000円といたしました。歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に247万2,000円、衛生費の水道費に152万8,000円、商工費の商工費に389万3,000円、土木費の道路橋梁費に361万7,000円などを追加いたしました。この財源には、繰越金等を充てております。

議案第66号は、令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。既定予算に152万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を1億5,872万2,000円といたしました。9月10日に発生しました漏水事故の復旧に係る経費を計上いたしました。

議案第67号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）の請負契約の変更についてです。令和5年4月26日付で株式会社小野中村と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に672万2,100円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は6,942万2,100円です。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時05分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時30分）

#### ◎日程第4、議案第65号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第65号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 13ページ一番下の道路補修工事ということで、飯樋久保曾線が361万7,000円という金額があって、これは環境省からのお金で舗装を直すということですが、これは恐らく、今、除染土運搬に関わる道路が傷んでいるということでこういう工事になると思うんですが、現在、道路が狭いということで長泥から蕨平、小宮、そして飯樋通って、また久保曾通って長泥に抜けているという形の一方通行体制を取っているんですが、この道路補修工事はよろしいんですが、今後の、ダンプの通った通路、それらの補修工事とかは今後どうなるのか。そして、それらの点検は執行部のほうでどのように行っているのかを

お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） こちらの工事につきましては、環境省のほうからの補償費を受けて補修工事を行うということをごさいます、環境省による中間貯蔵輸送路線に係る補償金ということになってございます。輸送に関しまして明らかに傷んだ箇所について環境省が認めて、この補償金で対応していくという内容でございます。

7番（渡邊 計君） 今回は、執行部のほうでこの道路の傷みとか写真撮って環境省とお話したのか、飯樋久保曾線の道路の傷みは誰がどのような方法で実証して、それを環境省に伝えたのか。お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 輸送路に関して、明らかにこれは大型車の通行によって壊れた箇所と我々のほうでも確認をしながら、環境省のほうと現場を見つ、場所の選定については協議をしながら進めているという状況でございます。

7番（渡邊 計君） 私の地域の小宮地区も、蕨平から抜けて飯樋に抜ける道路の一方通行の運搬路になっているんですが、大分地域住民からも苦情が出てきているので、晴れた日に見てもなかなかどのくらいへこんでいるかと分からないので、ぜひ雨上がり、結構雨降った日に見ていただくと、道路へこんで普通乗用車で行くとハンドル取られるぐらい水たまっていますので、その辺ぜひ注意して見ていただいて、住民が安心して走れるような道路作りをお願いしたいと思うので、その辺の対策よろしくお願ひしたいと思ひます。

建設課長（高橋栄二君） 雨上がりの後のパトロールというのも重要ななと思ひます。また、県道の部分もそういった部分があるのかなと思ひますので、県のほうにもその旨伝えながらも、我々のほうとしても確認をしていきたいなと思ひております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 13ページにおける深谷地区産業団地設計基礎調査業務ということで上がって、いよいよ進む流れですけれども、地権者含め深谷地区の皆さんへのこれまでの説明やら業務の執行状況と、これからの見通し、いつ頃こうなってああなって、国県との関係でどうなっているかをまずお聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区の産業団地の部分であります。深谷行政区の、まず地権者のほうに説明を行って、村のほうでこういう計画があるということで話をさせていただいたところでもあります。地権者のほうからは、特に村の計画に反対ということはございませんでしたが、すぐに土地を村のほうにということで了解を得たということではありませんけれども、反対はなかったと。全体的には行政区全体の中で話をさせていただいて、その中で行政区の理解を得た上で実際の部分については進めさせていただきたいという話をさせていただいたところでもあります。その後、深谷行政区全体の説明ということで開催をさせていただきまして、その中でも特に村の計画に反対というふうなご意見はなかったということでもあります。

そういったことで、今後再度地権者のほうに、行政区全体のほうの説明をさせていただいた、また村のほうの整備計画で反対の声はなかったということも踏まえて、今後地権者さんと協議をさせていただいて、そこの土地の取得等について進めてまいりたいと考えているところでもあります。

あと全体的なスケジュールであります。相馬農業高等学校飯館校、旧飯館校になりますが、その部分を福島県教育委員会のほうと話を詰めておまして、その部分の村への譲渡を踏まえて土地の造成なり整備に入っていくわけですが、検討の協議の時間が結構、半年以上かかるのかなと思っております。その後、具体的にまとまりましたら地権者さんとの契約、そして造成のほうに進めてまいりたいということで考えているところであります。

8番（佐藤八郎君） 先日、行政区の説明会は私も出たんですけども、後から後日、地権者の方四、五名から、何かもう地権者了解でやることのみのお話だなどとお話があって、私らどういふふうに、反対はもちろんする人いないんですけども、よく分からないと。それで、家なんかある方は自分の生まれ育った跡地を、最終的に一角の土地だけになっていくのか、自分のあったというものを何か残せるのか、いろんな思いがそれぞれあるようなので、これから地権者との話し合いもしていくということなので、その中で十分聞いた上で、やっぱり私らも土地を提供したことで村の産業団地の進行に役に立ったという思いになるように進めてほしいなと思えますし。

県との関係、あとは国県の関係でどういう予算措置されて28年に着工になるのか、それは具体的にどういふふうになっているんでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず地権者との協議ですね。その部分丁寧にといふご助言いただきまして、ありがとうございます。そういったことで丁寧に対応して進めてまいりたいと思っているところであります。

今後のスケジュール感でございますが、まず今回基礎調査業務ということで予算上げさせていただいておりますが、調査を行った後に今度は基本設計ということで、今年度基本設計のほうに申請をして、これは交付金のほうで進めてまいりたいと考えているところであります。その基本設計後、来年度、県の財産取得については多分夏頃までは期間かかるのかなと思っているところであります。それも踏まえて基本設計をしっかり進めた中で、財産を譲渡していただいた後に造成に着手してまいりたいというスケジュール感になっているところであります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 補正予算13ページの企画費の委託料、村有地現況測量業務について質問いたします。

先ほど館山公園の測量というお話がございましたけれども、補正予算でこの時期に一般財源を使って調査するというところでありますので、ある程度の、どのような施設、館山公園をどのような形にするかという方針がある程度あつてのこの測量設計かなと思うんですけども、現在考えられている使い方についてご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村有地現況測量業務であります。村のほうでは、国有地につきまして特に利便性の高いところにつきましては、今後利活用を図ってまいらなければならないという考えを持っているところであります。その一つとして館山公園も利活用を図っていかなければならない土地としてあるわけでございます。ただ、館山公園につきましては崖地という状況にもなっておりますので、公共事業で進める際には、なかなかす

ぐに着手することができない場所だということでもあります。村としては、財源の部分で今後進めるに当たっては、できるだけ今進められている第2期復興・創生期間の終期であります令和7年度末までに、何とかそういった事業計画を立てて進めたいということではあります。それで進めるに当たっては、やはり最初に崖地の部分について測量をして、きちんとしたものがなくとすぐに着工、着手することができないということで事前に、後々財源確保がスムーズにいくという部分でも今の時期にやっておかないと、この創生期間の中で進めることができないと考えておりますので、あらかじめ測量しておいて、今後しっかり活用については考えてまいりたいという計画であります。

以上です。

2番（横山秀人君） 続きまして、13ページの商工振興費の中の深谷地区産業団地設計基礎調査業務について質問いたします。

深谷地区産業団地については、全戸にその計画概要書を配布し、パブリックコメントを募集されたと思います。また、今月行われております住民懇談会でもその説明が行われています。村民のほうからどのような意見等があったのか教えていただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先般行ったパブリックコメントと今行っている住民懇談会の中で、この団地の整備計画についての反対というご意見等は特になかったという認識でございます。ただ、パブリックコメントの中で、新聞報道よりも先に村民全体に周知ということが必要ではなかったのかというご意見はございましたが、この事業実施に当たっての反対というご意見ではございませんでした。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） 私からも数点お聞かせください。

私も、今ありましたように13ページの深谷地区の造成、設計基礎調査業務についてですけれども、こちら進めていくに当たって、入っていただける企業の当てはついて進んでいるのかどうかというところを聞かせてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今まで企業誘致進めておりましたが、企業さんから村の中で活用できるようないい場所はないかということで何件か問合せは来ているところあります。ただ、その中でなかなかこの産業団地の構想が進んでこなかったのも、柔剣道場とかそういった跡地だけを紹介するに至っていたんですけれども、それ以上のものはなかなかできなかったということで、明確な企業誘致につながっていなかったというのが現状でありました。今回、産業団地基本構想適地として、昨年度調査をした結果が出ておりますので、今後これをベースに企業のほうに企業誘致の働きかけをしていきたいということで、具体的にここがどういった整備になるかという部分をまだ示すことができていない状況ですので、具体的にここを活用したいという企業さんは今のところは来ていない状況であります。そういった問合せ等は多々ありましたので、そういった企業を中心に今後こちらからも呼びかけをしながら誘致を図ってまいりたいと考えているところあります。

5番（佐藤健太君） それに伴って、村としてはどのような企業を中心に企業誘致かけていくような、そういった想定のようなものはあるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住民懇談会の中でも話をさせていただいているところでありますが、やはり村の中での雇用拡大が重要だと考えているところでもあります。できれば製造業とか、そういった部分で雇用を生み出すような企業さんに入っていただければ大変ありがたいと考えているわけでありますが、いかんせん相手方とのマッチング協議という部分もありますので、深谷の行政区内の説明の中では、後々住民、周りに対して迷惑になるような企業さんは来てもらわないように村としてもしっかり考えていきたいという話はさせてもらっていますが、一番は雇用を生み出す企業さん、そして地域と溶け込んで一緒になって盛り上げていけるような企業をぜひ誘致したいと考えているところでもあります。

5番（佐藤健太君） 造成に当たって、各企業、恐らく必要な敷地であったり構造という部分も含めて全然違うと思うので、その辺柔軟に対応できるような形で造成をしていただきたいと思えますし、例えば高低差があってもなかなか使いづらいということもあったりとか、横だけじゃなくて縦の高低差なんかも気をつけて見ておかなきゃいけない部分であると思えますし、排水であったりいろんな部分があると思えますので、ぜひ多くの企業にどういった場所であれば使い勝手がいいのかということも含めて調査をしながら進めていただきたいなと思えます。

あとイメージ的にも、やっぱり造成はしたけれども入らないという部分がずっと続くと、人気としてもかなり下がってきてしまうし、価値も下がってきてしまうという部分ありますので、ぜひ造成してできたからには1社でも2社でもすぐに入ってもらえるような状況も含めて早急に進めていただければなと思えますので、その辺気をつけていただいて取り組んでいただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。村のほうも、そういったことでしっかりと活用していただける、企業がすぐに入ってもらえるような団地造成を進めたいと考えてはおります。また、これからの造成でありますので、ぜひ企業さんに造成始まる前ぐらいまでに手を挙げていただければ、企業のニーズに合ったような造成も考えていきたいということで、これから紹介をして誘致をしていきたいと考えておりますので、議員から頂戴しましたご意見も参考にしながら、しっかりと進めてまいります。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第66号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第66号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第67号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第67号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（沼平ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 今回、672万2,100円と最初の請負金額の約10.72%ほどの増加予算ですけれども、今回の沼平地区のため池、あとは深谷、市の沢のため池、二枚橋のため池、これ環境省で震災後二、三年たった頃、除染やっているんですよ。バキューム方式で真ん中から砂入れて、泥が両脇に行くということでやっていたわけなんですけど、その結果はどんなだか知りませんが、今回こういうふうにしてまたやるということは、かなりの線量があるということでやるんでしょうけれども、今回この放射性物質の濃度が基準より高い箇所が確認されたという説明でありますけど、これの数値はどんな数値か分かりますか。

建設課長（高橋栄二君） 基準8,000ベクレル以上ということでございまして、1万3,000から1万9,000ベクレルという数値の結果でございます。

7番（渡邊 計君） ということは、環境省がやったのがきっちりいってこうなったのか、環境省やったのがそれなりの効果がなかったのかということも関わってくるわけですが、そうすると、今村全体のため池をかなりやっているわけでありまして、今後こういうことが、早期にやったため池がまた汚れて再度除染をするという可能性も出てくるわけでありまして、それでこの流入口に対する対策をしないと、結局、山やそういうところから流入してきて、いずれまたたまってくるんじゃないかなと思うわけですが、流入口に対しての放射性物質防御の対策は何か取られるんですか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時52分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時54分）

建設課長（高橋栄二君） 質問の中で環境省ということでしたが、農水省で行ったことなのかなと思っております。調査ですね。

あと流入口の対策でございますが、なかなか方法とそれに対する効果等について難しい部分もあるのかなという状況がございます。もし高くなれば、また再度対策工事のほうを行っていくということになるのかなと思っております。

以上です。

7番（渡邊 計君） 流入口の対策に関しては、最初のため池除染始まる頃には、もみ殻とか何かを袋に入れて置くとかそういう話伺ったわけですが、その辺、課長はそのとき関係なかったんでしょうけれども、そういうことでもし対策取れるのであれば、少しでも流入を防げればと思って今聞いたわけです。

それと、この沼平ため池の近所に戻ってきている人も大分いるわけで、そういう人たちの通行の妨げや昇口を塞がないでいただきたいと。たまたま今回、村のほうで村道の白線引きやったときに、小宮地区の住民の昇口に車を突っ込んだと、入れたと。何の断りもなく。その人は出るにも出れなかったと。ただ住民からは、一言断ってくればいいんですけども、何も言わないでただ置いていかれたので、大変侮辱されたような気持ちになったというわけでありますので、このため池工事のときには、近隣に家もあるので一言声をかけていただいて、どうしても車止める場合そういうことをしていただければなど。その辺を注意願いたいなど。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 議員からのご指摘、誠に、本当にもって迷惑をおかけしたということで大変申し訳ないなと思っております。また、業者のほうにも、そんなことのないように今後指導を徹底してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 今、休議の中で村長から、農林水産省の調査実証試験だか名前はあれですけども、あったのと、その後、村長が言うに要望したことで継続して今やられている事業があって、そのデータのものは村で全部保存されていると、農林水産省、環境省から提出あればですよ。なければそれはきちんと頂いて、保存し、公開するべきものだと思いますし、今、渡邊議員からあったように流入口、それなりの私ども独自に、全国の調査する方々に協力願って、そういう流入口の土とかいろいろ山間部のものも含めて測ったりしていますけれども、かなりそれと比較してみないと分からないというのもしっぱいあるので、今回の沼平ため池については、8,000ベクレル以上があったということ先ほど言われましたのでいいんですけども、それ以外のところで既に終わったところ、これからやろうとするところも含めて、この流入口の状況というのはどれだけ村独自につかもうとしているのか、事業を実施する環境省でつかもうとしているのか、我々村の全体面積の自然環境の中で生きる村民にとっては重大なことなので、それはどうふうにかえられたり行政執行しようとしているのか。データはどれだけ保存されて公開しているのか。その

辺を伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまご質問のありましたため池の調査のデータに関してありますけれども、先ほどといいますか、農林水産省のほうで村内のため池を、正確な数まではちょっと今分からないんですが、13から15か所だったと思いますけれども、調査しております。こちらについては、年度も今確かなところは分からないんですが、多分平成28年とかそのあたりだったかと思うんですが、それについては農林水産省のホームページで直近まで公開をされておりますので、それでもって分かるということになります。ちょっとそれ以外のデータについては、先ほどもありましたが環境省の除染は行っていませんので、そこについては村のほうでは持っていないという状況であります。

8番（佐藤八郎君） 除染の事業に入ろうが入らまいが、現実にどれだけ汚された土壌なり地域が存在しているのかというのが分かる必要はあると思うんです。被害を受けた飯館村としては。だから、その点では流入口も含めて今後どういう思考、姿勢で取り組んで、要望するならば、データ示していただくなりいただく、終わったことは確かに今言われたホームページなり検索すれば出てくるというお話ですから。いかがですか。

村長（杉岡 誠君） 流入口対策ということですが、調査のときにやっていたのは、どちらかという流出防止という部分ですね。既にため池の中にあるものなりを出さないというために、例えばシルトフェンスを張るとか、あるいは田んぼのそれぞれの源口のところに、先ほどお話あったようなもみ殻、そういうものを置くことによって流入防止ができるんじゃないかということも、いろんな事業者さんが提案する中でやったかなというふうに私も記憶はしておりますが、多分それでフィルターをすることによってある意味濃縮をされてしまう、今度それらのものを処分するのに大変だということもあって、多分、ため池は上水管理ですね。下のほうののろをとにかくかき上げないように、流出させないようにという管理を、村としても各地区のほうにお願いしていきたいなと思っております。

今回、ため池の放射性物質対策をすることによって、ため池内の放射線量はかなり、低くするためにやっているわけですから低くなるので、その後の調査をいろんな機関がすることによって、流入物がどれぐらいあるのかということが見えてくるのではないかなと思いますので、まずはクリーンな状態を先につくるということを村としては率先してやらせていただいて、営農再開も進んでいるものですから、それを進める中で今言っていたところを、村単独ではなかなか難しい、流入口というのはいろんなところがあるものですから、調査機関とかいろんなところの、既にやっている大学もあるかもしれないので、そういうところの情報収集に努めたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 深谷のことを言いますけれども、深谷の市の沢、事業進んでいますけれども、そこに来るのにはもう一段上に堤があって、あいの沢の堤があるという流れですけども、だから村全体の、今観光拠点と言われるキャンプ場をやっている地帯が流入元になっているんですけども、前から私もあいの沢、何十か所ずっと計測していますけれども、高い部分もいっぱいあって、あいの沢自体の堤そのものがまだやっていないので、いろいろあるんでしょうけれども、だから不安なくやれる、見えない、臭いしない、線量値

もなかなか決まった規定のところしかないので分からないんですけども、一人一人訪れた方みんなが土を取って検査して結果分かるような状態にはなっていないので、だからそういう意味では、やっぱりきちんと不安を解消して安心安全な環境なんだと示すことでの村の観光拠点を、村長が言うような生かしていく村づくりになるんだと思うので、その辺をやっぱり来た方がそれぞれ分かるようなもの、前にも何回か言いましたけれども、安定した、10か月前はこの数値でありました、半年ごととか3か月ごとに測定して数値はその時々書いていますとか、案内板とか提示される場所つくるとか、いろいろ工夫されたらいかかなとずっと思っているんです。だからそういう意味では、幾ら村の紹介でいろんな場所をやっても、そこが本当にどうなんだという部分では、気にしない人は気にしないからいいんだというやり方じゃなくて。

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎議員に申し上げます。質問は簡単明瞭をお願いします。

8番（佐藤八郎君） いや、簡単明瞭に言っているんだけど。そういう部分ではどうなのかなというの、いっぱい声聞いていますので、そういうものはできないのかなと。

村長（杉岡 誠君） ちょっと技術的なところが、そういうニーズに合うものがあるのかどうか私ちょっと承知をしていないので分かりませんが、例えばあいの沢を事例に出されたのであれなんですけれども、あいの沢、例えば水の流入口としては幾つかの特定される部分が通常の水の流入口はありますけれども、ため池の中に入ってくる汚染物を入れる要素というのは、例えば大雨だったりいろんな通常とは違う部分で流れてくるものが、やはりため池の中にはたまりやすいんだらうなと思いますので、どこかの数値だけを見ることによって測るというのは非常に難しいのではないかなと。ですから、まずはため池の中を1回クリーンにする。クリーンな状態であれば、何かが追加されればそれは数値として増加という形で検出されるので、まずはクリーンな状況をつくるというのが最優先かなと。村の中はため池非常に多いものですから、そちらの対策のほうに力をかけさせていただいて、調査という部分については既にやっている大学もあるかもしれませんし、調査機関もあるかもしれませんので、まずは情報収集をして、おっしゃるようなそういうモニタリングをするような方法があるのかどうかも含めて収集に努めるということが、まず村の姿勢かなと考えるところであります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

（午後0時08分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時20分）

議長（佐藤一郎君） 昨日、副議長高橋孝雄君から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（細川 亨君） 朗読します。

令和5年10月12日

飯舘村議会議長 佐藤一郎様

飯舘村議会副議長 高橋孝雄

辞職願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、飯舘村議会会議規則第98条第1項の規定により許可されるようお願いいたします。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ただいま事務局長が朗読しましたとおり、高橋孝雄君の副議長の辞職を許可した旨を報告いたします。

◎日程第7、副議長の選挙

議長（佐藤一郎君） 日程第7、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤眞弘君、花井 茂君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

議長（佐藤一郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（佐藤一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（事務局長の点呼により順次投票した）

議長（佐藤一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。佐藤真弘君、花井 茂君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

議長（佐藤一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

佐藤健太君 7票

横山秀人君 3票

以上とおりでです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、佐藤健太君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

議長（佐藤一郎君） ただいま副議長に当選されました佐藤健太君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

佐藤健太君から発言を求められておりますので、これを許します。

5番（佐藤健太君） ただいま副議長に選任されました佐藤健太です。副議長の職を謹んでお受けいたします。村民の誇りの再生、福祉の向上並びにさらなる村勢の発展のため、尽力していく所存でございます。そのためには、各委員会、特別委員会等を積極的に動かし、議会のさらなる活性化、議員各位の資質の向上が必要不可欠であります。皆様のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。2年間よろしくお願ひいたします。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） ここで、私、議長の職を辞職したいので、辞職願を副議長に提出するため、これより暫時休憩します。

再開は13時50分とします。

（午後1時32分）

#### ◎再開の宣告

副議長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時50分）

#### ◎日程第8、議長の辞職の件

副議長（佐藤健太君） 日程第8、議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤一郎君の退場を求めます。

（佐藤一郎君退場）

副議長（佐藤健太君） ただいまから、議長佐藤一郎君から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（細川 亨君） 朗読します。

令和5年10月13日

飯舘村議会副議長 佐藤健太様

飯舘村議会議長 佐藤一郎

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、飯舘村議会会議規則第98条第1項の規定により許可されるようお願い出ます。

以上であります。

副議長（佐藤健太君） お諮りいたします。ただいま事務局長が朗読しましたとおり、佐藤一郎君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、佐藤一郎君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

佐藤一郎君の入場を求めます。

（佐藤一郎君入場）

#### ◎日程第9、議長の選挙

副議長（佐藤健太君） ただいま佐藤一郎君の議長の辞職を許可いたしましたので、日程第9、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（佐藤健太君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人の指名をします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤眞弘君、花井 茂君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

副議長（佐藤健太君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

副議長（佐藤健太君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

副議長（佐藤健太君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長の点呼により順次投票した）

副議長（佐藤健太君） 投票漏れはありますか。

（「なし」という声あり）

副議長（佐藤健太君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。佐藤真弘君、花井 茂君の開票の立会いをお願いします。

（開 票）

副議長（佐藤健太君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

高橋孝雄君 5票

横山秀人君 3票

菅野新一君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、高橋孝雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

副議長（佐藤健太君） ただいま議長に当選されました高橋孝雄君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

高橋孝雄君から発言を求められておりますので、これを許します。

9番（高橋孝雄君） ただいま議長に就任しました高橋孝雄です。よろしく願いいたします。

議長としての責任をひしひしと感じているところであります。議員各位のご協力の下、一致団結し、議会運営を円滑に図り、そして議員各位のご指導を受けながら飯館村の発展と復興、そして村民の幸せを一番と考え、頑張るところであります。今後ともよろしくお願いいたします。

#### ◎休憩の宣告

副議長（佐藤健太君） ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。再開は14時30分とします。

（午後2時02分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時30分）

#### ◎日程第10、議席の指定

議長（高橋孝雄君） 日程第10、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定によって、議長において議席を指定します。

議席番号と議員氏名を事務局長に朗読させます。

（事務局長の朗読）

議長（高橋孝雄君） ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。議席の移動をお願いします。

（午後 2 時 3 2 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2 時 4 0 分）

議長（高橋孝雄君） 各常任委員会から委員長、副委員長の選任について、総務文教常任委員長に佐藤眞弘君、総務文教常任副委員長に花井 茂君、産業厚生常任委員長に菅野新一君、産業厚生常任副委員長に飯畑秀夫君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第 1 1、議会運営委員の選任

議長（高橋孝雄君） 日程第11、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、飯館村議会委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、佐藤健太君、佐藤眞弘君、菅野新一君、佐藤一郎君、以上 4 人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

なお、これから議会運営委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は14時50分とします。

（午後 2 時 4 1 分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2 時 5 0 分）

議長（高橋孝雄君） ただいま議会運営委員会から委員長、副委員長の選任について、委員長に菅野新一君、副委員長に佐藤眞弘君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第 1 2、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長（高橋孝雄君） 日程第12、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

相馬地方広域市町村圏組合議会議員に佐藤一郎君、飯畑秀夫君の両名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した佐藤一郎君、飯畑秀夫君を相馬地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました佐藤一郎君、飯畑秀夫君が相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました佐藤一郎君、飯畑秀夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎日程第13、議員派遣の件

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第7回飯館村議会臨時会を閉会します。

（午後2時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月13日

飯 館 村 議 会 前 議 長 佐藤 一郎

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 花井 茂